

建設業「時間外労働の上限規制」のポイント

1 建設業の時間外労働の上限規制（原則）

2024年4月から、時間外労働の上限は**月45時間・年360時間**となります。
原則として次のような上限規制が適用されます。

時間外労働の限度時間

■ 法律による上限(原則)

- ✓ 月45時間
- ✓ 年360時間

法定労働時間

- ✓ 1週40時間
- ✓ 1日8時間

特別条項

■ 法律による上限(例外) (月45時間超は年6か月まで)

- ✓ 年720時間
- ✓ 月100時間未満*
- ✓ 複数月平均80時間*

※休日労働を含む

※災害における復旧・復興の事業では適用されません

1年間（12か月）

2 建設業の時間外労働の上限規制（災害対応のための例外）

災害対応のための次の例外の規定があり、各規定の適用対象となる場合（「対象」の詳細は裏面・3参照）の取り扱いは以下のとおりです。

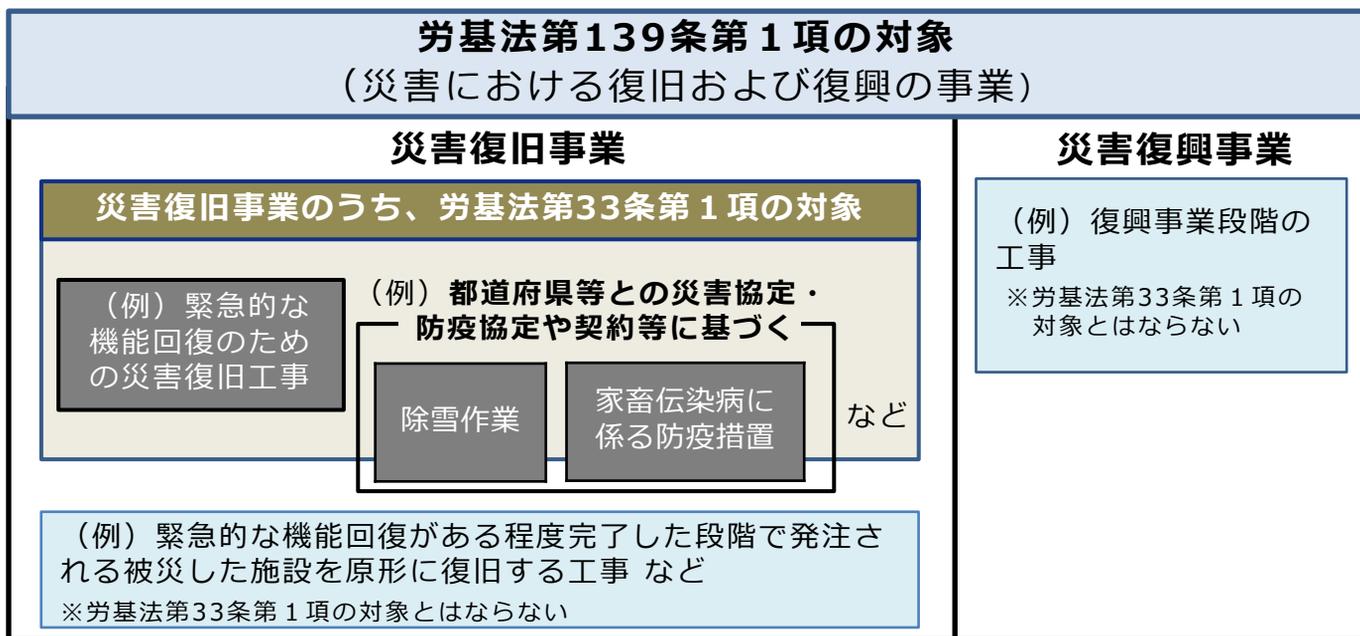
	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
対象	災害における復旧および復興の事業	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合
手続き	専用の様式であらかじめ36協定を届出 (労働基準法施行規則 様式第9号の3の2 または様式第9号の3の3)	事前の許可または事後の届出 (労働基準法施行規則 様式第6号)
効果	36協定で定める範囲内 で 時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める限度と別に 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制の取り扱い	【適用なし】 ✓ 月100時間未満 ✓ 複数月平均80時間以内 【適用あり】 ✓ 年720時間 ✓ 月45時間超は年6か月まで	適用なし

建設業に関する36協定届等の様式は[47](#) こちらから入手できます。



	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
適用対象	災害における復旧および復興の事業 <考え方> ■工事名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。 ■例えば、都道府県等との災害協定に基づく災害の復旧の事業や、維持管理契約内での発注者の指示により対応する災害の復旧の事業などが該当します。 ■差し迫った災害に備えて行う場合には、凍結防止剤の散布などの対応も該当します。	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合 <考え方> ■業務運営上通常予見できない災害等が発生し、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となります。 ■例えば、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災などが発生し、 人命や公益を保護するために、時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となります。 ■単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は対象となりません。 ■災害の復興の事業は対象となりません。

(参考) 災害における復旧および復興の事業における
労基法第139条第1項と労基法第33条第1項の関係図



※ 図は一般的なイメージであり、労基法第33条第1項の対象となるかは、実際には上記の考え方に照らして、個別の事案ごとに判断する必要があります。

このため、上記の例以外でも、労基法第33条第1項の対象となる場合があります。

ご不明な点は都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。





2024年
4月から

CONSTRUCTION INDUSTRY
建設業

時間外労働の上限規制
わかりやすい解説





労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって
上限が定められており、
労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、
これを延長することはできません。

労働時間の定め

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた
労働時間の限度

1日 **8** 時間及び1週 **40** 時間

法律で
定められた休日

毎週少なくとも **1** 回

これを超えるには、

**36協定の
締結・届出**

が必要です。

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。
また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。これを「法定休日」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

- 労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
- 36協定の所轄労働基準監督署長への届出

が必要です。

36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として、

36協定で定める時間外労働及び休日労働について

留意していただくべき事項に関して策定された指針です。

36協定の締結に当たっては、

この指針の内容に留意してください。

[詳しくはこちら](#)



時間外労働の上限規制

暮らし、はたらき、
ともにススム!

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から施行されています。建設の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されます。

**時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、
臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。**

**臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、
以下を守らなければなりません。**

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

**！ 特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、
月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。**

※例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、
時間外労働=44時間、休日労働=56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

**建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、
令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。**

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度という規制は適用されます。

上限規制のイメージ

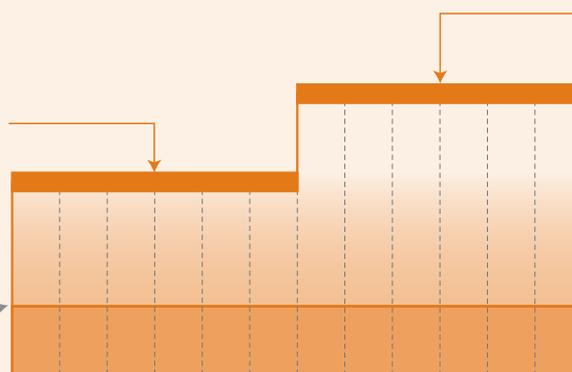
改正後

法律による上限（原則）

- ☑ 月45時間
- ☑ 年360時間

法定労働時間

- ☑ 1日8時間
- ☑ 週40時間



1年間 = 12か月

法律による上限 （特別条項/年6回まで）

- ☑ 年720時間
- ☑ 複数月平均80時間[※]
- ☑ 月100時間未満[※]

※ 休日労働を含む。

労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由」に該当する場合には、労働基準監督署長に許可申請等を行うことにより、36協定で定める限度とは別に時間外・休日労働を行わせることができます。その場合、時間外労働の上限規制はかかりません。

労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができます。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について(令和元年6月7日付け基発0607第1号)の概要

労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- ② 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応(差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む)、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- ③ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- ④ ②及び③の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

許可基準(令和元年6月7日付け基監発0607第1号)の概要

- ① 許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。

具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。

- ② 「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当する。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に、除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合が含まれる。

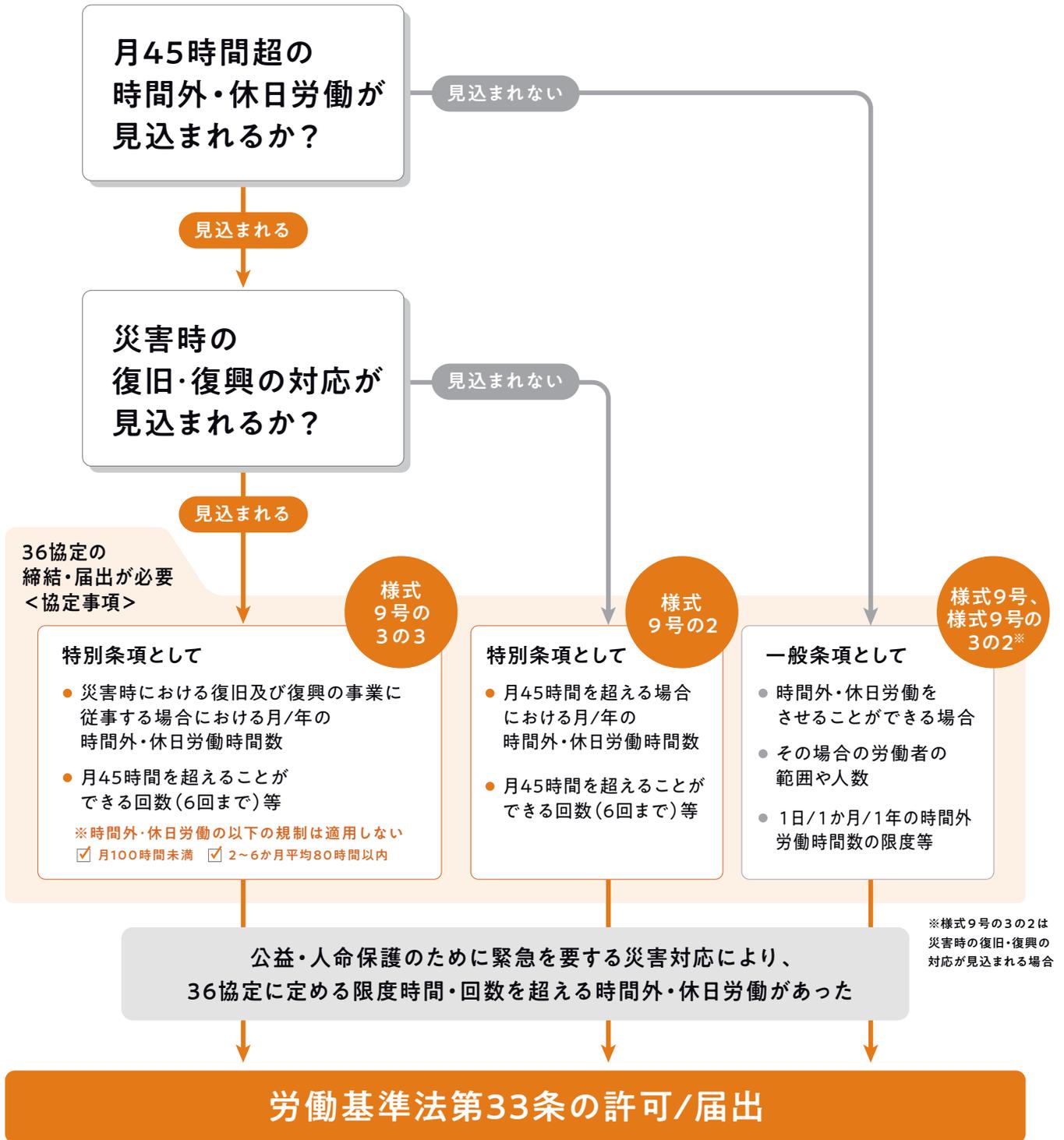
- ③ 「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。

- ④ 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。

例えば、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、国や地方公共団体からの要請も含まれる。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務が含まれる。

手続フローチャート

くらし、はたらき、
ともにススメ!



※緊急時であっても、可能な限り時間外・休日労働は36協定の範囲内とすること。

36協定(様式9号の4)からの変更点

- 原則として時間外労働を1か月45時間、1年360時間以内で協定することが必要
- 災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外・休日労働の合計が以下を満たすことを協定することが必要
 月100時間未満 2~6か月平均80時間以内
- 1か月45時間を超えて時間外・休日労働をさせることがあるとして特別条項を設ける場合、特別延長できる回数を年6回までで協定することが必要

36協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合)

臨時な特別な事情がなければ、限度時間(月45時間又は42時間・年360時間又は320時間)を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

- 臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要ですが、様式第9号の2は、 限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と、 限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。
- 1枚目の記載については、前ページの記載例を参照ください。

2枚目表面

様式第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)	
		延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (6回以内に限る。)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (6回以内に限る。)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (任意)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (任意)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (任意)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (任意)
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合							
突発的な仕様変更への対応	10人	6時間	6.5時間	4回	60時間	70時間	35%
納期ひっ迫への対応	10人	6時間	6.5時間	3回	60時間	70時間	35%
大規模な施行トラブル対応	3人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2-6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックボックスに入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づき選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要」ととき「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

限度時間を超えて労働させる場合にとる手続について定めてください。

労働者代表者に対する事前申入れ

(具体的内容)
対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日
協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をなす者を選出することを明らかにして実施される投票、拳手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

労働基準監督署長殿
使用者 代表取締役 田中太郎
氏名 田中太郎

- (健康確保措置)
- ① 医師による面接指導 ② 深夜業(22時～5時)の回数制限 ③ 終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④ 代償休日・特別な休日の付与 ⑤ 健康診断
 - ⑥ 連続休暇の取得 ⑦ 心とからだの相談窓口の設置 ⑧ 配置転換 ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩ その他

36協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合) 様式9号の3の3(第70条関係)

2枚目表面

様式第9号の3の3(第70条関係)

時間外労働 1日 (任意) 1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。) 1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)	
		延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超過する時間数	延長することができる時間数	限度時間を超過する時間数
突発的な仕様変更への対応、納期のひっ迫への対応	15人	6時間	4回	80時間	80時間	550時間	35%
大規模な施工トラブル対応	10人	6時間	3回	60時間	60時間	500時間	35%
① 工作物の建設の事業に従事する場合		6時間	4回	80時間	80時間	550時間	35%
② 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合 (併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。)		7時間	4回	120時間	120時間	700時間	35%
③ 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合 (併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。)		7時間	3回	110時間	110時間	700時間	35%

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限りに限り、できるだけ具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要」とき「業務上やむを得ない」とき「など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。」

限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。

限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間外労働時間数を定めてください。災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年720時間以内に限ります。

限度時間(月45時間)を超えて労働させる回数を超えてください。災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年6回以内に限ります。

災害時における復旧および復興の事業に従事する場合、100時間以上の時間数を定めることも可能です。工作物の建設の事業と災害時における復旧および復興の事業の両方から従事する場合には、工作物の建設の事業に従事する時間も含めた時間数を定めてください。

労働者代表に対する事前申し入れ

労働者代表を代表する者の(具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、職場での時短対策会議の開催

労働者代表を代表する者の(具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、職場での時短対策会議の開催

① 医師による面接指導
 ② 深夜業(22時～5時)の回数制限
 ③ 終業からの始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル)
 ④ 代償休日・特別休暇の付与
 ⑤ 健康診断
 ⑥ 連続休日の取得
 ⑦ 心とからだの相談窓口の設置
 ⑧ 配置転換
 ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導
 ⑩ その他

3月12日

投票による選挙

管理監督者は労働者代表にはなりません。

経理担当事務員 山田花子

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チャックボックスに要チェック)

労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チャックボックスに要チェック)

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づき選出は認められません。チャックボックスにチャックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

代表取締役 田中太郎

使用者

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

労働基準監督署長殿



上限規制への対応

今回の法改正では、

36協定で定める延長時間の上限だけでなく、
休日労働も含んだ1か月当たり及び2～6か月の
平均時間数にも上限が設けられました。

このため、企業においては、これまでとは異なる方法での
労働時間管理が必要となります。

上限規制に適合した36協定を締結・届出を行った場合、次の段階として、
36協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間を管理する必要があります。
ここでは、労働時間の管理において必要なポイントを整理します。

Check Point

- 1 「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、
36協定で定めた時間を超えないこと。
 - ✓ 36協定で定めた「1日」の時間外労働の限度を超えないよう日々注意してください。
 - ✓ また、日々および月々の時間外労働の累計時間を把握し、
36協定で定めた「1か月」「1年」の時間外労働の限度を超えないよう注意してください。
- 2 休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。
- 3 特別条項の回数（＝時間外労働が限度時間を超える回数）が、
36協定で定めた回数を超えないこと。
 - ✓ 月の時間外労働が限度時間を超えた回数（＝特別条項の回数）の年度の
累計回数を把握し、36協定で定めた回数を超えないよう注意してください。
- 4 月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと。
- 5 月の時間外労働と休日労働の合計について、
どの2～6か月の平均をとっても、1月当たり80時間を超えないこと。

！ 例えば、時間外労働と休日労働を合計して80時間を超える月が
全くないような事業場であれば、1～3のポイントだけ守ればよいことになります。

労働基準法の「労働時間」の考え方

- 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。
使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- 労働者が必ずしも現実に活動させていなくとも、使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。
- 労働時間か否かは個別判断になりますが、労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

「労働時間になるか」が問題になりやすいケース

○ いわゆる「手待時間」

使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)は、労働時間に当たります。

○ 移動時間

直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。

○ 着替え、作業準備等の時間

使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。

(労働時間となる例)

- ① 作業開始前の朝礼の時間、② 作業開始前の準備体操の時間、③ 現場作業終了後の掃除時間

○ 安全教育などの時間

参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

(労働時間となる例)

- ① 新規入場者教育の時間、② KYミーティングの時間

建設事業の Q&A について

Question 1

Q

労働基準法(以下「法」という。)第139条により、
時間外労働の上限規制の適用が猶予されている
工作物の建設等の事業の範囲はどのようなものですか。

法第139条により時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲は、労働基準法施行規則(以下「則」という。)第69条第1項各号に掲げる事業をいいます。具体的には、以下の事業をいいます。

A

- ① 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ② 事業場の所属する企業の主たる事業が上記①に掲げる事業である事業場における事業
- ③ 工作物の建設の事業に関連する警備の事業(当該事業において労働者に交通誘導の業務を行わせる場合に限る。)

Question 2

Q

時間外労働の上限規制における時間外労働と休日労働とは別のものなのでしょうか。

労働基準法においては、時間外労働と休日労働は別のものとして取り扱います。

時間外労働とは、法定労働時間(1週40時間・1日8時間)を超えて労働した時間をいい、休日労働とは、法定休日(1週1日又は4週4日)に労働した時間をいいます。

A

法第36条第3項及び第4項に規定する36協定の限度時間(月45時間・年360時間)はあくまで時間外労働の限度時間であり、休日労働の時間は含まれません。

一方で、法第36条第6項第2号及び第3号に規定する1か月の上限(月100時間未満)及び2～6か月の上限(複数月平均80時間以内)については、時間外労働と休日労働を合計した実際の労働時間に対する上限です。

Question 3

Q

どのような場合に、法律に違反してしまうのでしょうか。

時間外労働を行わせるためには、36協定の締結・届出が必要です。

したがって、36協定を締結せずに、あるいは、締結しても届出せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法第33条に該当する場合を除き、法第32条違反となります(6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)。

A

また、36協定で定めた時間数にかかわらず、

- 時間外労働と休日労働の合計時間が月100時間以上となった場合
- 時間外労働と休日労働の合計時間について、2～6か月の平均のいずれかが80時間を越えた場合

には、法第36条第6項違反となります(6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)。

なお、「災害時における復旧及び復興の事業」においては、上記の上限は適用されません。

Question 4

Q

同一企業内のA事業場からB事業場へ転勤した労働者について、①36協定により延長できる時間の限度時間(原則として月45時間・年360時間。法第36条第4項)、②36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限(720時間。法第36条第5項)、③時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件(法第36条第6項第2号及び第3号)は、両事業場における当該労働者の時間外労働時間数を通算して適用しますか。

時間外労働の上限について、質問の①及び②については、各事業場における36協定の内容を規制するものであり、労働者個人の労働時間を規制するものではありません。

A

これに対して、質問の③については、労働者個人の実労働時間を規制するものであり、特定の労働者が転勤した場合は法第38条第1項の規定により通算して適用されます。

なお、同一事業場内で配置換えのあった労働者については、①②③について、通算して適用されます。

Question 5

時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均80時間以内とする要件

Q

(法第36条第6項第3号)は、複数の36協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されますか。また、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間も含めて満たす必要がありますか。

A

時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)については、複数の36協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されます。

ただし、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間の労働時間は算定対象となりません。

Question 6

工作物の建設等の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定については、則様式第9号の3の2(特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3)で作成する必要がありますか。

Q

A

工作物の建設等の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号の3の2(特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3)で作成する必要があります。

また、工作物の建設等の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれていない場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号(特別条項を設ける場合は、則様式第9号の2)で作成する必要があります。

Question 7

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」と法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」との関係はどのようなものですか。

Q

A

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」には、発生が予見困難である地震等の全ての災害時における復旧及び復興の事業が含まれます。当該事業に従事する時間も見込んだ上で、36協定を締結することが可能であり、対象の事業については、法第36条第6項第2号及び第3号(労働者の時間外・休日労働について、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とする規制)が適用されません。

他方、法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時的に必要な場合」については、業務運営上通常予見し得ない災害等が発生した場合が対象です。法第33条第1項が適用される労働時間については、法第36条及び第139条による規制がかからず、時間外労働の上限規制のカウントからは除外されます(なお、労働時間管理と割増賃金の支払いは必要です)。

基本的には、災害時の復旧及び復興の事業を行う可能性のある事業場については、法第139条第1項に基づく36協定を締結して、届出を行っていただく必要がありますが、既に締結していた36協定で協定された延長時間を超えて労働させる臨時の必要がある場合や36協定を締結していなかった場合などにおいては、法第33条第1項の許可申請等を行っていただくことになります。

Question 8

Q 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものですか。

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。

例えば、

- A**
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受ける災害復旧事業(関連事業等を含む。)
 - 国や地方自治体と締結した災害協定(事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。以下同じ。)に基づく災害の復旧の事業
 - 維持管理契約内で発注者(民間発注者も含む。以下同じ。)の指示により対応する災害の復旧の事業のほか
 - 複数年にわたって行う復興の事業等
- 等についても対象となります。

Question 9

Q 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)、複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、どのように適用されますか。

A 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月については、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)と複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、適用されません。したがって、当該月については、複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)の算定期間の6か月から除外されます。

なお、「災害時における復旧及び復興の事業」であっても、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は適用されます。

そのため、法第139条第1項が適用される労働時間については、通常の労働時間と分けられるよう管理する必要があります。

Question 10

Q ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)、複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、どのように適用されますか。

A 時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)及び複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)については、②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事に従事した時間については適用されず、①一般の工事に従事した時間のみに適用されます。

なお、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は、①及び②の両方の時間について適用されます。

そのほか、建設の事業に対する時間外労働の上限規制の適用に関するQ&Aは、こちらをご覧ください



公共工事・民間工事を問わず、契約当事者がそれぞれの責務を果たすことが重要。

適正な工期の確保に向けた受発注者の責務

発注者の責務

- ✓ 建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力すること
- ✓ 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うこと

受注者の責務

- ✓ 建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元請・下請間で適正な工期で請負契約を締結すること

※著しく短い工期の禁止(建設業法第19条の5、第19条の6)

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
建設業者と請負契約を締結した発注者がこの規定に違反した場合、国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、
従わないときは、その旨を公表することができる。

建設業者における取組事例紹介

適正工期を実現し、建設工事従事者の休日取得状況を改善するためには、
建設業者における長時間労働是正や生産性向上に向けた取組が必要不可欠。

4週8休工程調整会議の開催

元請・下請間で毎月4週8休工程調整会議を開催し前月の振り返りと来月の工程調整を行っている。工程上のクリティカルパスを明確化し、土日祝日を外して工程調整を行っている。これにより工程調整が入念になり、工程誤差が減ることで、4週8休を確保できている。



建設ディレクターの活用

建設ディレクターという新たな職域を利用して、長時間労働になりやすい現場監督の書類作成業務の約半分を新規採用の建設ディレクターに担当させ、長時間労働の是正に取り組んでいる。建設ディレクターは、写真整理、数量計算書、出来形管理、品質管理及び産廃書類等の書類関係全般を担当している。現場監督が本来の重要な業務に時間を使えるようになることで、契約、変更及び完成時の業務がスムーズに行えるようにした。

「建設業における働き方改革推進のための事例集,令和5年5月,国土交通省不動産・建設経済局建設業課」より抜粋
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html



INFORMATION

法令・労務管理に関する相談はこちら

労働基準監督署	時間外労働の上限規制についてご相談に応じます。 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/	
働き方改革 推進支援センター	長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた 人材の確保・定着、助成金の活用についてのご相談に応じます。 https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/	

建設業で活用可能な主な助成金はこちら

働き方改革推進 支援助成金	時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら 労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html	
業務改善助成金	事業場内の最低賃金を引き上げるとともに生産性向上に資する 設備・機器の導入等を行った中小企業・小規模事業者を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html	
人材確保等 支援助成金	人材の確保・定着を目的として、魅力ある職場づくりのために 労働環境の向上等を図る企業を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html	
人材開発 支援助成金	雇用する労働者を対象に、職務に関連した専門的な知識や技能を 習得させるための訓練等を計画に沿って実施する事業主を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html	

取組事例はこちら

働き方改革 特設サイト	中小企業・小規模事業者等が、 自社内の働き方改革に取り組むにあたり、 先進的な取組を行っている中小企業・小規模事業者等の好事例を ご紹介していますので、貴社の働き方改革を進める際にご活用ください。 https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/casestudy/	
------------------------	--	---

外国人の適正な雇用にご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと

が重要です。



不法就労防止にご協力ください

不法就労とは? 不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例)・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例)・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
- ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

- (例)・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
- ・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

注意! 事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)
→3年以下の懲役・300万円以下の罰金
※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
→退去強制の対象
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
→30万円以下の罰金



在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外を含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

在留カードの見方



ポイント① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合

→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合

→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

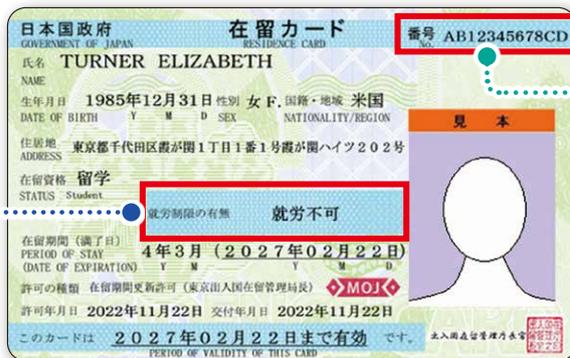
※「就労制限なし」の記載がある場合
→就労内容に制限はありません。

ポイント② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)
- ②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)
- ③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
(資格外活動許可書を確認してください。)



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー
https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html



在留カード等読取アプリケーション
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。

在留カードを所持してなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

外国人の適正な雇用のための注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。



異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）。

外国人を雇用した時の届出

● 事業主の方からハローワークへの届出

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方は労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則適用の対象となります。）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



● 外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf>



仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免は、入管法に基づく退去強制手続を受けている外国人について、病気その他やむを得ない事情がある場合に条件を付して、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置です。

仮放免された外国人は退去強制手続中という立場であるため、原則として、仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」との条件が付されており、就労することはできません。なお、仮放免された外国人に当該条件が付されていないときなど、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

※2023年6月に成立した入管法等改正法により、収容に代わる監理措置制度が創設されました。監理措置に付された退去強制手続中の外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。なお、就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。また、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

お問い合わせはこちらへ

1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

- 外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



- 地方出入国在留管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



2 技能実習制度に関するお問い合わせ

- 外国人技能実習機構コールセンター

TEL 03-3453-8000

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

<https://www.otit.go.jp/contact/>



3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

- 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

TEL 0570-011000

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

- 地域の相談窓口一覧

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



- ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター(東京)

TEL 03-3202-5535

外国人総合相談センター(埼玉)

TEL 048-833-3296

多文化共生総合相談ワンストップセンター(浜松)

TEL 053-458-1510

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



参考資料

生活・就労ガイドブック
～日本で生活する外国人の皆さんへ～

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のための
やさしい日本語ガイドライン

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などに努めています。なお、令和5年の地方出入国在留管理官署における摘発箇所数は、1344件(速報値)でした。

※不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には地方出入国在留管理局に連絡したり出頭を促すなどしてください。

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

1 労働基準関係

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード		
1	 建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススム https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/	
2	令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html	
3	 最低賃金特設サイト https://pc.saiteichingin.info/	
4	賃金引き上げ特設ページ https://pc.saiteichingin.info/chingin/	
5	 業務改善助成金【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html	
6	いわゆる「シフト制」について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html	
7	 適切な労務管理のポイント https://www.mhlw.go.jp/content/001244656.pdf	
8	派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/tp090401-1.html	
9	 働き方改革推進支援助成金 https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/subsidy.html	
10	北海道働き方改革推進支援センター https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hokkaidou/	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

2 労働安全関係【全業種共通】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		<p>令和6年度 全国安全週間【中央労働災害防止協会HP】</p> <p>https://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html</p>	
2		<p>第14次労働災害防止計画の概要【厚生労働省パンフレット】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001116255.pdf</p>	
3		<p>従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム</p> <p>https://safeconsortium.mhlw.go.jp/</p>	
4		<p>職場のあんぜんサイト</p> <p>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#</p>	
5		<p>転倒予防・腰痛予防の取組【厚生労働省HP】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html</p>	
6		<p>高年齢労働者の安全衛生対策について【厚生労働省HP】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html</p>	
7		<p>外国人労働者の安全衛生対策について【厚生労働省HP】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html</p>	
8		<p>農業・畜産業の労働災害防止について【北海道労働局HP】</p> <p>https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/nougyouchikusangvousaigaiboushi.html</p>	
9		<p>第三次産業の労働災害防止について【北海道労働局HP】</p> <p>https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/daisanji.html</p>	
10		<p>冬季の労働災害防止について【北海道労働局HP】</p> <p>https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/toukisaigaiboushi.html</p>	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

3 労働衛生関係【全業種共通】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		化学物質による労働災害防止のための新たな規制について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html	
2		職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」 https://chemiguide.mhlw.go.jp/	
3		石綿総合情報ポータルサイト https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/	
4		働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 https://kokoro.mhlw.go.jp/	
5		ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/	
6		電離放射線障害防止対策について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/anzeneisei29/0000186714_00002.html	
7		学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報 https://neccyusho.mhlw.go.jp/	
8		個人事業者等の安全衛生対策について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03_00004.html	
9		職場における受動喫煙防止対策について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html	
10		労働安全衛生法に基づく技能講習、実技教習、養成講習等について【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/enzen-kankei/18ginou.html	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

4 安全衛生関係【建設業】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		建設業における安全対策【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439.html	
2		建設業の労働災害防止について【北海道労働局HP】 https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html	
3		建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル【環境省HP】 https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html	
4		令和6年度 高度安全機械等導入支援補助金事業【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html#anc08	
5		技能講習修了証明書発行のご案内～何枚もある修了証(原本)を一つにしたい方～ https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/tetsuzuki04.html	
6		安全衛生表彰制度について【北海道労働局HP】 https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzeneiseihyoushou.html	
7		COHSMS(コスモス)のご案内【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/cohsms/index.html	
8		労働災害防止のためのICT活用データベース【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/ict/index.html	
9		ずい道等建設労働者健康情報管理システムのご案内【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/support/tunnel_system_info/index.html	
10		自然災害に関する復旧・復興工事、防災・減災工事などの支援事業のご案内【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/shizensaigai/index.html	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

5 安全衛生関係【林業・木材製造業】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		<p>伐木作業・林業における安全対策【厚生労働省HP】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html</p>	
2		<p>その他の労働災害防止対策について～林業関係の労働災害防止について～【北海道労働局HP】</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/sonotanosaiгаiboushi.html</p>	
3		<p>厚生労働省委託 伐木等作業安全対策推進事業</p> <p>https://www.f-realize.co.jp/batsur05/</p>	
4		<p>自己点検表【林業・木材製造業労働災害防止協会HP】</p> <p>https://www.rinsaibou.or.jp/safety/checklist.html</p>	
5		<p>林材業におけるリスクアセスメント【林業・木材製造業労働災害防止協会HP】</p> <p>https://www.rinsaibou.or.jp/safety/risk.html</p>	
6		<p>振動障害の予防のために</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000180362.pdf</p>	
7		<p>騒音障害防止対策【厚生労働省HP】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02_00004.html</p>	
8		<p>リスクアセスメントを進めよう(林業編)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/rin.pdf</p>	
9		<p>リスクアセスメントを進めよう(木材製造業編)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/moku.pdf</p>	
10		<p>木材加工作業におけるリスクアセスメントのすすめ方</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/080301b.pdf</p>	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

6 安全衛生関係【陸上貨物運送事業】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		陸上貨物運送事業の災害防止について【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/rikuungvousaigaiboushi.html	
2		交通労働災害を防止するために【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html	
3		陸上貨物運送事業における腰痛の予防【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31269.html	
4		各種パンフレット・リーフレット【陸上貨物運送事業労働災害防止協会HP】 https://rikusai.or.jp/magazine/	
5		陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項～重大な災害事例に学ぶ災害防止ポイント～【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html	
6		自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html	
7		自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！（荷主向けリーフレット） https://www.mhlw.go.jp/content/001035193.pdf	
8		運輸業等における荷役災害のリスクアセスメントのすすめ方 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/unyu1.pdf	
9		自動車整備業におけるリスクアセスメントマニュアル【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/100119-1.html	
10		自動車整備業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして！！～ https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/091001.pdf	